

釧路市環境白書

令和2年度版



釧路市

表紙の写真は、阿寒湖フロストフラワー

はじめに

今日の私たちを取り巻く環境は、日々の生活が要因となる都市生活型公害、温暖化を要因とする気候変動による異常気象のほか、プラスチックごみによる海洋汚染といった地球規模での環境問題の発生など、多様化しており、生活環境や自然生態系への影響が懸念されています。

国際社会が一体となって取り組むべき重要な課題である気候変動問題への対策として、2020年以降の温室効果ガス排出削減のための枠組みである「パリ協定」が昨年1月から本格的な運用が始まり、同年10月、国は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロをすることを表明しました。今後、国は温暖化対策を積極的に行い、経済社会に変革をもたらすことによって「経済と環境の好循環」を作り出していくとしており、その実現に向けては、より一層の取り組みを必要とし、技術革新だけではなく、私たち一人ひとりも環境に配慮した行動をとることが求められています。

本市が平成23年3月に策定した「釧路市環境基本計画」では、望ましい環境像を「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」と定め、温暖化対策をはじめ、ごみの発生抑制や自然環境の保全、良好な生活環境の確保、本市の特性を生かした都市環境の整備などの取り組みを推進してきました。

令和3年4月からは、「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択、「パリ協定」の発効といった社会情勢の変化を踏まえて今後の環境対策をさらに進めるための「第2次釧路市環境基本計画」が始まります。引続き温暖化の影響を緩和し、自然と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指すには、市の施策を展開していただくだけではなく、市・市民・事業者が協働して環境問題について理解を深め、課題の解決に地域から取り組むことが重要です。また、未来を担う子どもたちを育てる環境教育も重要な要素であることから、環境情報の周知や出前講座などによる啓発に努めてまいります。

本白書は、釧路市環境基本条例に基づく年次報告として、令和元年度における本市の環境の現況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするためにとりまとめたものです。本白書が皆様に広く活用され、環境保全への理解をさらに深めていただくとともに、環境にやさしい行動を進めていく上での一助となることを願っております。

2021(令和3)年2月

釧路市長 蝦名大也

釧路市環境白書 令和2年度版 目次

| | | | |
|------------------------|----|-----------------------------------|----|
| 第1章 釧路市の概要 | | (4) バイオマスの利活用 | 23 |
| 1 概要 | 1 | (5) 新エネルギーの研究 | 23 |
| 2 人口 | 1 | (6) 自動車対策 | 23 |
| 3 気候 | 2 | (7) 地産地消の推進 | 24 |
| 4 産業 | 2 | (8) 環境家計簿の普及 | 24 |
| | | (9) グリーン購入の推進 | 24 |
| 第2章 釧路市の環境行政の概要 | | (10) 釧路市地球温暖化防止実行計画 | 25 |
| 1 環境行政組織 | 3 | (11) エネルギーの使用の合理化等に関する法律 の取り組み | 25 |
| 2 釧路市環境基本条例 | 3 | (12) 二酸化炭素の吸収源対策 | 26 |
| 3 釧路市環境基本計画 | 4 | (13) 酸性雨対策等 | 26 |
| 4 釧路市環境審議会 | 4 | (14) フロン対策 | 26 |
| 5 釧路市廃棄物減量等推進審議会 | 5 | (15) 海洋汚染対策 | 26 |
| 6 釧路市環境対策推進会議 | 5 | (16) COOL CHOICE(クールチョイス) | 27 |
| 第3章 環境の現況と施策の推進状況 | | | |
| 基本方針Ⅰ 自然との共生 | | 基本方針Ⅲ 循環型社会の形成 | |
| 環境の現況 | 6 | 環境の現況 | 28 |
| 施策の推進状況 | 9 | 施策の推進状況 | 29 |
| 1 自然環境の保全 | | 1 ごみの減量とリサイクルの推進 | |
| (1) 自然環境の把握 | 9 | (1) ごみの減量に関する取り組み | 29 |
| (2) 身近な自然環境の保全 | 10 | (2) ごみの適正な分別・排出に関する取り組み | 30 |
| (3) 釧路湿原の保全 | 10 | (3) リサイクルに関する取り組み | 30 |
| (4) 阿寒湖の保全 | 11 | 2 ごみの適正処理 | |
| (5) 河川の保全・管理 | 13 | (1) 釧路市一般廃棄物処理基本計画 | 31 |
| (6) 春採湖の保全 | 13 | (2) 釧路広域連合 | 31 |
| 2 自然環境と事業活動の調和 | | (3) ごみの不法投棄対策 | 31 |
| (1) 土地利用計画 | 14 | (4) ふれあい収集 | 31 |
| (2) 家畜ふん尿の適正処理 | 14 | 3 バイオマスの利活用と産業廃棄物の適正処理 | |
| (3) 海洋汚染の防止 | 14 | (1) バイオマスの利活用 | 31 |
| 3 生物多様性の確保 | | (2) 未・低利用水産物の有効利用 | 32 |
| (1) 希少な野生生物の保護増殖 | 14 | (3) 建設資材廃棄物等の有効利用 | 32 |
| (2) 野生生物の生育環境の整備 | 15 | (4) 産業廃棄物の適正処理 | 32 |
| (3) 傷病鳥獣の保護 | 16 | | |
| (4) 野生生物の適正な保護管理 | 16 | 基本方針Ⅳ 都市環境の確保 | |
| 4 自然とのふれあいの推進 | | 環境の現況 | 33 |
| (1) 自然と親しむ環境の整備 | 16 | 施策の推進状況 | 33 |
| (2) 自然学習会等の開催 | 17 | 1 ゆたかな緑の確保 | |
| 5 地域の自然保護を通じた国際協力 | | (1) 釧路市緑の基本計画 | 33 |
| (1) 国際協力事業の実施 | 17 | (2) 公園、緑地の整備 | 33 |
| (2) 釧路国際ウェットランドセンターの活動 | 17 | (3) 道路や公共施設の緑化 | 35 |
| | | (4) 公園里親制度 | 35 |
| | | (5) 市民参加による緑化活動 | 36 |
| 基本方針Ⅱ 地球温暖化の防止と地球環境の保全 | | (6) 事業者への緑化指導・緑化助成 | 36 |
| 環境の現況 | 20 | (7) 親水空間の整備 | 36 |
| 施策の推進状況 | 21 | 2 良好な景観の形成 | |
| 1 地球温暖化防止・地球環境保全への貢献 | | (1) 景観に配慮したまちづくり | 37 |
| (1) 釧路市地球温暖化対策地域推進計画 | 21 | (2) 市民意識の向上 | 38 |
| (2) 市有施設への太陽光発電システム導入 | 22 | | |
| (3) 省エネ・再エネ設備の設置促進 | 23 | | |

釧路市環境白書 令和2年度版 目次

| | | | |
|---------------------------|----|--|-----|
| 3 歴史的文化的環境の保全 | | (2) 市民や事業者による環境配慮行動への支援 | 65 |
| (1) 文化財の保護 | 38 | (3) 環境影響評価の推進 | 65 |
| (2) 文化財の発掘調査 | 39 | (4) 本市の率先実行 | 66 |
| 4 都市美化の推進 | | 3 パートナーシップの形成 | |
| (1) ごみのポイ捨て防止対策 | 39 | (1) 環境政策の形成に関する市民参加 | 66 |
| (2) ごみの不法投棄対策 | 39 | (2) 市民参加による環境保全活動 | 67 |
| (3) 市民との協働による清掃活動の実施 | 39 | (3) 国、北海道、他の地方自治体との連携 | 67 |
| (4) 空き地、市道等の適正管理 | 40 | | |
| (5) 空家等対策 | 40 | 参考資料 | |
| (6) 放置自動車の対策 | 40 | 1 環境に関する条例 | |
| 基本方針V 生活環境の保全 | | (1) 釧路市環境基本条例 | 69 |
| 環境の現況 | 41 | (2) 釧路市公害防止条例 | 71 |
| 施策の推進状況 | 42 | (3) 釧路市公害防止条例施行規則 | 74 |
| 1 大気汚染・悪臭の防止 | | (4) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例 | 75 |
| (1) 一般環境測定結果 | 42 | 2 公害に係る環境基準 | |
| (2) 工場・事業場対策の推進（大気汚染） | 44 | (1) 大気汚染に係る環境基準 | 79 |
| (3) 自動車対策 | 45 | (2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準 | 80 |
| (4) 特定悪臭物質環境調査結果 | 45 | (3) 水質汚濁に係る環境基準 | 80 |
| (5) 工場・事業場対策の推進（悪臭） | 45 | (4) 騒音に係る基準 | 83 |
| 2 水質汚濁の防止 | | (5) 振動に係る基準 | 84 |
| (1) 公共用水域の水質測定結果 | 46 | (6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 | 85 |
| (2) 工場・事業場対策の推進（水質汚濁） | 52 | (7) 土壌の汚染に係る環境基準 | 85 |
| (3) 生活排水の処理 | 53 | (8) ダイオキシシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準 | 86 |
| 3 騒音・振動の防止 | | 3 排出基準 | |
| (1) 一般地域（定点）における騒音・振動測定結果 | 54 | (1) 大気汚染防止法 | 87 |
| (2) 工場・事業場対策の推進（騒音・振動） | 57 | (2) 水質汚濁防止法 | 89 |
| (3) 市道の維持管理 | 58 | (3) 騒音規制法 | 91 |
| 4 有害化学物質汚染の防止 | | (4) 振動規制法 | 92 |
| (1) ダイオキシシン類 | 58 | (5) 悪臭防止法 | 92 |
| (2) 土壌汚染 | 59 | (6) ダイオキシシン類対策特別措置法 | 93 |
| (3) PRTR制度 | 59 | (7) 釧路市公害防止条例 | 94 |
| (4) 市有施設の有害化学物質汚染対策 | 60 | 4 大気・水質・騒音・悪臭に関する測定データ等 | |
| 5 公害苦情の状況 | 61 | (1) 大気汚染常時監視測定結果 | 95 |
| 基本方針VI 環境配慮行動の実践 | | (2) 公共用水域水質測定結果 | 96 |
| 環境の現況 | 62 | (3) 自動車騒音常時監視結果 | 102 |
| 施策の推進状況 | 62 | (4) 環境悪臭測定結果 | 105 |
| 1 環境教育・環境学習の推進 | | 5 公害防止協定に基づく立入調査結果 | |
| (1) 小中学校における環境教育・環境学習 | 62 | (1) 日本製紙株式会社釧路工場 | 106 |
| (2) こどもエコクラブ活動の推進 | 63 | (2) 王子マテリア株式会社釧路工場 | 107 |
| (3) 環境関連イベントへの出席 | 63 | (3) 釧路コールマイン株式会社 | 108 |
| (4) 環境学習への支援 | 63 | 6 用語解説 | 109 |
| (5) 環境学習会、自然観察会などの開催 | 63 | 7 環境行政のあゆみ（年表） | 113 |
| 2 環境配慮行動の促進 | | | |
| (1) 環境に関する情報の提供 | 64 | | |